

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担について（例規通達）

この度、犯罪被害者、犯罪被害者の家族又は遺族、関係者等（以下「犯罪被害者等」という。）に対するカウンセリング費用の新たな公費負担制度を下記のとおり定め、平成29年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

犯罪被害者等は、犯罪による生命、身体に対する直接的な被害のみならず、その後も精神的被害に苦しめられており、特に、殺人事件等の遺族や性犯罪事件等の犯罪被害者については、非常に深刻な精神的被害を被ることが多いとされている。

これまで警察においては、カウンセリングアドバイザー制度を運用してきたところであるが、カウンセリングの実施者が特定の地域に所在する特定の精神科医等に限るものであり、精神的被害の回復のためにカウンセリングを必要とする犯罪被害者等にとっては、同制度を利用しにくい現状があるなどの課題があった。

そこで、犯罪被害者等がより利用しやすい制度として、犯罪被害者等が精神科医等の医師又は臨床心理士等（以下「専門家」という。）を自由を選択して受診した際に要した診療料やカウンセリング料（以下「カウンセリング費用」という。）について、公費負担を行う措置を講ずるものである。

2 公費負担の対象者

カウンセリング費用の公費負担を行う対象者は、「被害者支援員運用要綱の制定について」（平成12年6月1日付け富務第363号）により、指定の被害者支援員が支援措置を行う対象犯罪の犯罪被害者等のほか、同犯罪の目撃者その他の関係者を含み、精神的被害等が深刻であり、これらの解消及び軽減を図るため、専門家による診療又はカウンセリングを要すると認められる者とする。

3 診療又はカウンセリングを行う専門家の範囲

当該犯罪等を捜査する警察署長若しくは交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）又は前記2に規定する対象者が選定した以下の者とする。

- (1) 精神科医等の医師
- (2) 臨床心理士、公認心理師
- (3) その他のカウンセリングの専門家（犯罪被害者支援・治療に関する研修を受けるなど十分な知識を有する者）で、警務部警察相談課長（以下「警察相談課長」という。）が犯罪被害者等の精神的被害等の回復に効果があると認める者

4 公費負担の対象となるカウンセリング費用

診療又はカウンセリングに係る初(再)診料、投薬料、心理検査料、精神通院療法料等を含むものとする。

5 公費負担の対象期間

初診日（被害後初めて診療又はカウンセリングを受けた日）から3年間とする。

6 支出手続

(1) 事前協議

警察署長等は公費負担する妥当性について、警察相談課長と協議するものとする。

(2) 支出根拠

カウンセリング費用の支出は、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の規定により支出するものとする。

(3) 警察又は検察庁へ被害を届け出た後、医療機関、カウンセリング施設等（以下「医療機関等」という。）で診療又はカウンセリングを受けた場合

警察署長等は、カウンセリング対象犯罪認定申請書（別記様式第1号）に医療機関等が発行した医療報酬明細書等を添付し、医療機関から提出を受けたカウンセリング費用請求書（別記様式第2号）を添えて警察相談課長に送付するものとする。

警察相談課長は、カウンセリング対象犯罪認定申請書を受理後、支出の妥当性、支出金額等について確認し、支出が妥当であると判断した場合は、速やかに支出手続を執るものとする。ただし、カウンセリング費用を自己負担している場合は、後記(4)の手続によるものとする。

(4) 犯罪被害者等が被害を届け出る前にカウンセリング費用を自己負担している場合

警察署長等は、カウンセリング対象犯罪認定申請書に犯罪被害者等が自己負担に要した費用に係る申立書（別記様式第3号）を添付し、犯罪被害者等が作成した請求書（別記様式第4号）及び医療機関等が発行した領収書を添えて警察相談課長に送付するものとする。

警察相談課長は、カウンセリング対象犯罪認定申請書を受理後、支出の妥当性、支出金額等について確認し、支出が妥当であると判断した場合は、速やかに支出手続を執るものとする。

(5) 犯罪被害者等に支出する場合の配意事項

犯罪被害者等からの請求により支出する場合は、振込先預金通帳等の写し（口座番号、口座名義人が記載されている部分）の提出を受けて振込先を確認し、手続に誤りがないよう配意すること。

(6) 不正請求に対する措置

虚偽申告等の不正請求に基づく支出であることが判明した場合は、不正に支出された額を返納させるものとする。

7 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合は支出しないものとする。

(1) 犯罪被害者等がカウンセリング費用の公費負担による支出を希望しない場合

(2) その他支出することが社会通念上妥当でないと認められる場合

8 留意事項

(1) 不正請求に対する措置

公費負担を行う対象者が未成年の場合は、原則として保護者に対してこの制度の趣旨等を説明した上で、支出手続を執るものとする。申立者が保護者となった場合は、請求者を同一人とする。

- (2) 医師が保険診療として実施する診察の診療料等については、犯罪被害給付制度における重傷病給付金として支給対象となり得る場合があるので、注意すること。
- (3) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、警察相談課長と協議するものとする。

(別記様式略)